

平成 28 年第 3 回鴨川市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時 平成 28 年 12 月 19 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分まで

2. 場所 鴨川市役所 6 階 600 会議室

3. 出席者

（1）委員

村尾佳子委員、樋口洋子委員、高橋隆一委員、黒野秀樹委員、川上正利委員、林宗寛委員、
久保忠一委員、佐々木久之委員、鈴木邦夫委員、鈴木憲章委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第 14 条の規定により出席した者

長谷川孝夫市長

税務課 中村一浩課長、渡邊寿美課長補佐

健康推進課 牛村隆一課長、山口隆司係長

市民生活課 石井利彦課長、塚越均課長補佐

国保年金係 山口文子係長、小原富裕主査

4. 次第

（1）開会

（2）会長あいさつ

（3）市長あいさつ

（4）議件

①平成 29 年度国民健康保険特別会計予算（案）について

②国民健康保険制度改革について

③その他

（5）閉会

5. 会議内容

別紙のとおり

6. 会議の傍聴者等

なし

1. 開会

(司会)

皆様、こんにちは。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の塚越でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

あらかじめ配布してあります、「平成 28 年第 3 回鴨川市国民健康保険運営協議会次第」、資料 1「平成 29 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算（案）資料」、資料 2「国民健康保険制度改革について」、当日配布資料としまして、「鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿」です。

資料は以上ですが、皆様お手元にございますか。不足がございましたら、お申し出ください。

それでは、定刻となりましたので、只今より、平成 28 年第 3 回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

会議を始める前にご報告があります。被用者保険等保険者代表として委嘱させていただきました、小木慎治委員ですが、平成 28 年 10 月 31 日付けで異動となり、辞任届が提出され、これを受理いたしました。改めまして、千葉県被用者保険等保険者連絡協議会に後任の推薦をいただき、鈴木憲章さんを委員として委嘱させていただきました。

本日の出席者は全員です。鴨川市国民健康保険条例施行規則第 8 条の定足数に合致することを報告いたします。

また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。また、議事録作成のため会議を録音させていただきますので予め、ご了承ください。

なお、本日の傍聴の申込みはありませんでした。

それでは、次第により進めさせていただきます。

はじめに、本日の招集者でもございます久保忠一会長より、ごあいさつ申し上げます。

2. 会長あいさつ

本日は、平成 28 年第 3 回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催しましたところ、大変お忙しい中、多くの委員の皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在の国民健康保険制度は地域医療の確保と、住民の健康保持、増進に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進展に伴い被保険者の年齢構成が高くなるにつれ、所得水準が低くなる一方、医療費水準は増加するといった、構造的な問題が生じております。

このため、平成 30 年度より都道府県も保険者となり、財政運営の責任を担うこととなっております。

都道府県に新たに設置される運営協議会においては、あらかじめ市町村の意見を聞いた上で、国保運営方針を定めることとされております。

この運営方針は、県と各市町村が一体となって、財政運営や、保険給付、保険料率の決定等、事務を共通認識の下で実施するための県内の統一的なルールを定めるものと伺っております。

これにより、従来の市町村間の均衡が解消され、市町村事務の効率化、合理化が実現されることと期待しているところでございます。

また、本市運営協議会と致しましても、これまで以上に国保事業の適正な運営に努めて行かなければと考えておりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

さて、本日の議件でございますが、「平成 29 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算案」、そして、「国民健康保険制度改革について」でございます。

慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い致します。

3. 市長あいさつ

(司会)

続きまして、市長より、ごあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

本日は、大変お忙しい中、「平成 28 年第 3 回鴨川市国民健康保険運営協議会」に、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素から国民健康保険事業をはじめ、鴨川市政の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、本市の国民健康保険の運営であります、依然として、国保加入者の減少や高齢化、医療の高度化などの影響によりまして、保険運営に必要な保険税の確保が厳しい状況にあるところでございます。

特に、国保加入者数の減少について申し上げますと、59 歳以下のいわゆる現役世代の方の減少が目立っており、60 歳以上の加入者数が、全加入者数に占める割合の半分以上を上回る状態となっております。

そういった状況の中、皆様ご承知のとおり、医療・保険制度改革によりまして、平成 30 年度から国民健康保険事業の都道府県化が予定されており、国保制度の安定化を目指すこととなっております。

千葉県におきましても、本年 5 月に、国保運営方針連携会議が開催され、今後、県と市町村が一体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するための、継続的な協議を進めていくことを確認したところであります。

また、本市におきましても、制度改正等に、適切に対応できるよう国の動向に注視することは勿論、委員の皆様方のご協力を賜りながら、必要な準備、調整を進めて参りたいと、このように存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日、ご審議をお願い致します議件でございますが、ただ今、会長からお話ございましたとおり、「平成 29 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算案」、そして、「国民健康保険制度改革について」でございます。

限られた時間ではございますが、これらの議件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

4. 議件

(司会)

ありがとうございます。それでは改めまして議件に移らせていただきたいと思います。なお、鴨川市国民健康保険条例施行規則第 6 条によりまして、会長が議長となることになっておりますので、久保忠一会長に議長をお願いいたします。

それでは改めまして、ご審議をお願いいたします。

(議長)

会議を始めます前に、国民健康保険運営協議会委員の中から、議事録署名委員を指名させていただきます。高橋隆一委員さんをお願いしたいと思います。後日、事務局が作成いたします議事録に署名をお願いいたします。

それでは、議件に入ります。議件 1 として「平成 29 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

(市民生活課長)

それでは、議件 1 「平成 29 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算（案）」について、ご説明させていただきます。

はじめに、資料 1 の「平成 29 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算（案）」の 1 ページをご覧ください。平成 23 年度から平成 27 年度までの実績、平成 28 年度については、予算と決算見込み、平成 29 年度は当初予算となっています。

表の見方ですが、表の 1 番上から 1 として歳入決算額、2 として歳出決算額、3 として歳入から歳出を引いた差引残額、4 として年度末現在の財政調整基金の状況、4 の表の一番下段に 3 の差引残額と 4 の財政調整基金の合計額を太枠にて記載しています。

次に、5 として単年度収支の状況として、歳入欄は、基金繰入金や前年度繰越金を控除したもの、歳出欄は、基金積立金を控除した額が記載され、それぞれ歳入から歳出を差し引いた実質的な収支として、表の一番下段の太枠単年度収支となるものです。

次に、一番下になりますが、各年度末の被保険者数、世帯数、前年度比較の推移となっています。本表は、各年度の推移を比較するための資料となっております。

それでは、平成 28 年度決算見込み及び平成 29 年度当初予算（案）についてご説明させていただきます。

はじめに、国保の被保険者数ですが、年々減少を続け、前年度末と比較し 344 人減の、10,092 人を見込んでおります。これは、平成 28 年 10 月より短時間労働者に対する健康保険の適用拡大に伴う大幅な減を見込んでおります。

次に、平成 29 年度当初予算欄ですが、被保険者数は、平成 28 年度当初予算より 508 人減の 10,177 人を見込んでおります。これらの被保険者数を基に平成 28 年度決算見込及び平成 29 年度当初予算を算出しております。

最初に、平成 28 年度の国保会計の概況、決算見込みについてご説明いたします。

資料の 1 ページ、表の右から 2 列目、平成 28 年度決算見込みの欄をご覧ください。一番上の表歳入欄から順次ご説明をさせていただきます。

まず保険税については、当初予算と比較して、5,000 万円減の 9 億円を見込んでおります。平成 28 年度においても前年度と同様に、保険税軽減世帯の拡充、被保険者の減によるものが主な減少した要因と考えられます。また、一般会計繰入金のうち保険税軽減世帯拡充による減少分として、保険基盤安定繰入金の増を見込み、当初予算と比較して 9.9%増の 2 億 9,551 万 4 千円を見込んでいます。繰越金は、平成 27 年度決算として 1 億 4,425 万 5 千円となり、平成 28 年度の歳入の決算見込額は、51 億 5,341 万 8 千円を見込んでおります。

次に、2の歳出の表ですが、主な内訳の保険給付費の欄ですが、前年度と比較して0.6%減の31億1,207万3千円を見込んでおります。この減少要因として、被保険者の大幅な減に伴う影響として考えております。平成28年度の歳出の合計として50億8,141万8千円を見込んでおります。

3の表、歳入歳出差引残額として7,200万円を翌年度への繰越額として見込んでおります。4の表の財政調整期金見込額100万円と歳入歳出差引残額を合わせ合計7,300万円の保有額を見込んでおります。この保有額をもって平成29年度の予算編成を行うこととなります。

それでは、平成29年度の予算案についてご説明いたします。2ページから7ページは平成29年時予算歳入歳出の各項目についての説明と増減額の理由の記載内容となっていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

資料8ページをお開きください。表は、左半分が歳入、右半分が歳出となります。表の構成は、歳入、歳出それぞれ、左から平成28年度当初予算額、平成28年度決算見込額、平成29年度当初予算額、平成28年度当初予算と平成29年度当初予算の比較B－A及び伸び率となっております。

まず、左側歳入の平成29年度当初予算額欄をご覧ください。

平成29年度歳入の主な内訳として保険税の計になりますが、前年度比8.4%、8,000万円減の8億7千万円を見込んでおります。減の主な要因として、低所得者に対する保険税軽減措置の拡大、被保険者数の減少等によるものでございます。

次に、国庫支出金でございしますが、合計で前年度比7.3%、7,074万3千円減の9億157万5千円を計上いたしました。これは、被保険者数の減による療養給付費等負担金の減が主な要因です。

下に移りまして、療養給付費交付金ですが、前年度比23.9%、3,027万9千円減の9,648万9千円を計上しています。これは退職者医療制度の廃止による対象者の減によるものです。

その下の前期高齢者交付金、前年度比6.6%、8,897万9千円増の14億3,276万円を計上いたしました。増加の主な要因は、65歳から74歳までの加入者の割合の増によるものです。

県支出金は、合計で2億7,127万9千円を、共同事業交付金は、合計で11億1,247万2千円をそれぞれ計上いたしました。

次に繰入金のうち一般会計繰入金の計の欄をご覧ください。保険税軽減世帯の拡充に伴う補填による保険基盤安定繰入金等の増により、前年度比3.6%、954万7千円増の2億7,845万2千円を見込んでいます。基金繰入金については、100万円の繰入、これにより基金保有額は0円となります。

下に移りまして、繰越金ですが、平成28年度繰越金で、7,200万円を見込んでおります。

その他収入として、553万5千円を見込んでおります。これは、国保税の延滞金等でございます。

以上が歳入の主な説明となります。

次に右側のページ歳出をご覧ください。と思います。

歳出の主な内訳として、総務費ですが、前年度比78%、1,066万7千円増の2,433万7千円を計上しています。平成30年度からの広域化に向けた国保情報システム改修等に伴う増です。

次に保険給付費ですが、前年度比1.3%、4,192万6千円減の31億232万2千円を見込んでおります。これは、被保険者数の大幅な減によることです。

次に後期高齢者支援金でございしますが、国保被保険者の減を見込み、前年度比4.8%、2,769万1千円減の5億5,474万3千円を見込んでおります。

次に介護納付金でございしますが、第2号被保険者の減を見込み、前年度比3.4%、701万1千円減の2億88万6千円を見込んでおります。

共同事業拠出金は、11 億 1,248 万 3 千円を、保健事業費は 4,033 万 9 千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が歳出の主な説明となります。

歳入歳出それぞれ合計は、50 億 4,156 万 2 千円となりました。これは、前年度比 2.0%、1 億 540 万 9 千円の減でございます。

以上で、議件 1 の「平成 29 年度国民健康保険特別会計予算（案）」の説明を終了いたします。

（議長）

ありがとうございました。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

（議長）

ただ今、議題となっております「平成 29 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算（案）」につきまして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議がなければ承認することといたします。

次に議件 2 「国民健康保険制度改革について」事務局より説明をお願いします。

（市民生活課長）

それでは、「国民健康保険制度改革について」ということで資料 2 をご覧いただき、説明させていただきます。

まず 1 ページになりますが、平成 30 年度国保の広域化に至った経緯と今後の保険者の役割を簡単に説明させていただきます。

まず制度改正に至るまでの経緯ですが、国民健康保険制度は長らく市町村単位で運営が行われてきたところですが、少子高齢化、医療費の増大などにより、全国的に市町村の財政を圧迫するようになってきております。このような中、市町村国保は、「年齢構成が高く、医療水準が高い」「所得水準が低く、保険税負担が重い」「財政運営が不安定な小規模保険者が多く、市町村間の格差がある」など構造的な課題を抱えることとなりました。このことを受けて、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度からは、財政的な運営を都道府県に移管することで制度の安定化を図ることとされました。

これに伴い都道府県においては、統一的な国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化を推進していくものとされております。

具体的には、都道府県は国保運営に必要な費用を納付金として、各市町村に求めるとともに、各市町村において必要とされる保険給付費を交付金として全額交付することとされております。

また、都道府県に納める納付金の算定にあたり、市町村ごとの標準的な保険料率を提示し、それに基づいて市町村にて保険料の賦課・徴収を行うこととされております。

市町村におきましては、資格の管理や保険給付、また、健診等の保健事業などの地域におけるきめ細かな事業を引き続き行うこととなり、当市におきましても制度移行に向けての準備を現在進めているところです。

次に2ページをご覧くださいと思います。

納付金・標準保険料率、市町村保険料の決定フローを厚生労働省が案として示したものです。このスケジュールについては、現在、新しい国保制度を議論している国と地方の協議の場である「事務レベルワーキンググループ」にて、平成28年以内に正式なものが示される予定となっております。今回、示されたスケジュールの案によると、厚生労働省は平成29年夏前に都道府県化の財政支援策として投入される予定の約1,700億円の配分方法を決定します。これは、平成27、28、29の各年度で約1,700億円、平成30年度ではさらに約1,700億円を加えた、約3,400億円の財政支援を行うこととされています。

これがフロー中の国の作業のなかの「納付金等の算定に向けた公費の考え方を提示」に当たります。その後、都道府県と市町村が、納付金・標準保険料について実質的な検討・調整に入ることになります。同年9月下旬には、都道府県が納付金の算定基礎となる各市町村の医療費、所得水準、年齢構成等により調整を行ったうえで、試算のための仮係数を提示する予定となっています。

その後、都道府県による本算定を経て、都道府県と市町村はそれぞれの国保運営協議会にて、国保運営方針を諮問・答申することとなります。

この運営方針には、納付金への医療費、所得水準を反映する割合を明記、都道府県は条例改正を行い具体的な内容を定めることとなります。

厚生労働省が納付金算定に必要な最終的な平成29年度確定係数を提示するのは、平成29年12月末となります。この時期については、平成30年度においては、2年に1度実施される診療報酬の改定年度となります。平成29年12月末にて改定内容を審議、それぞれの医療費単価を決定します。この改定内容を反映することによって、納付金を算定する平成30年度の医療費推計を行い、確定係数を算出いたします。

それを受け、都道府県は仮係数の試算の見直し、納付金と標準保険料率を確定します。

年が明けた平成30年1月に市町村に通知することとなります。

市町村は標準保険料率を参考にして、実際の保険料率を算出、国保運営協議会にて審議をし、議会で保険料率を決定する運びとなります。

このスケジュール案は、厚生労働省から示されている現時点でのイメージです。今後のスケジュールに変更も考えられますが、いずれにしても平成30年4月からの広域化は決定していますので、国・都道府県・市町村とそれぞれが取り組んでいるところです。

3ページからは厚生労働省から広域化に向けて情報提供されたもので、参考としてつけさせていただきました。

8ページをご覧ください。改革後の国保財政の仕組みを示したものです。国保財政を現行と改革後でイメージしたものです。現行制度では、市町村単位で国保の財政を運営していますが、改革後は、都道府県単位で国保の財政運営の責任主体になり、行っていくことになります。各市町村は、集めた保険料を納付金として都道府県の会計におさめ、市町村が支出する保険給付費を都道府県が交付金として市町村に交付することになります。このように会計規模が大きくなることによって、規模の小さい保険者の脆弱な財政が解消されることになります。

次に9ページをご覧ください。改革後の国保保険料の賦課・徴収のイメージ図です。都道府県が市町

村ごとに医療費水準や、所得水準を考慮して納付金を決定し、納付金を納めるために必要な標準保険料率を提示します。市町村は、提示された標準保険料率を参考に、保険料率を決定し、賦課・徴収を行い、徴収した保険料等を納付金として、都道府県に支払うこととなります。以上が改革後の仕組みとなります。

その他の資料は、後ほどご覧ください。

(議長)

ありがとうございました。ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

(議長)

制度改革についての説明がありましたが、ご質問はありますか。

議件2について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がなければ審議を終了します。

次に、その他として何かございますか。

無いようでしたら、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。以上をもちまして、運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後2時50分

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成29年2月28日

鴨川市国民健康保険運営協議会

委員 高橋 隆一